

合併処理浄化槽設置整備事業、整備事業の詳細、補助金制度の概要

産業文化部 北部振興企画課

1 事業概要

北部地域においては、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、処理対象人員 10 人槽までの合併処理浄化槽を新たに設置する住家等に対して、補助金を交付しています。

これまで北部地域の活性化に取り組む中で、地域内外から店舗等の出店を望む声があり、合併処理浄化槽設置の費用負担が課題であったことから、北部地域の振興につながる施設の開設に対し、処理対象人員を 50 人槽まで拡充し、地域の振興につながる店舗などの施設の開設により、移住・定住の促進を目指します。

2 拡充内容

住家を主に対象としてきた 10 人槽以下の合併処理浄化槽を対象に事業を行っていたが、来年度より、市の開発許可基準に適合する北部地域の振興に資する店舗等の施設開設にも対象を広げ、50 人槽以下まで拡充します。さらに汲み取り槽の撤去費、単独浄化槽の撤去費、宅内配水管工事費も補助事業の対象とすることで、合併処理浄化槽への転換促進にもつなげます。

3 令和6年度予算(予算額:4,099千円)

事業名:合併処理浄化槽設置整備事業

(1) 旅費 (1千円)

(2) 負担金補助および交付金

・兵庫県地域振興対策協議会会費(12千円)

・合併処理浄化槽設置整備費補助金(4,086千円)

ア)5~50人槽までの合併処理浄化槽新規設置、汲み取り槽および単独浄化槽からの転換にかかる経費 (3,576千円)

イ)単独浄化槽および汲み取り槽撤去費および宅内配水管工事費に係る経費 (510千円)

4 合併処理浄化槽設置整備費補助金

(1) 補助金の交付額(令和6年度 案)

- ・新規に設置する合併処理浄化槽の場合は、処理対象人員に対する補助金限度額までとする。(表-1)
- ・単独浄化槽および汲み取り槽から合併処理浄化槽へ入れ替える場合は、処理対象人員に対する補助金限度額までとする。(表-1)
また、該当工種の補助金限度額(表-2)を加算する。

(表-1)

(改正予定)	合併処理浄化槽	補助金限度額
	5人槽	360千円
	6～7人槽	462千円
	8～10人槽	585千円
<u>※新たに追加</u>	※11～20人槽	1,092千円
	※21～30人槽	1,860千円
	※31～50人槽	2,496千円

(表-2)

(改正予定)	工種	補助金限度額
<u>※新たに追加</u>	※汲み取り槽撤去費用	90千円
	※単独浄化槽撤去費用	120千円
	※汲み取り槽・単独浄化槽から合併処理浄化槽への転用による宅内配水管工事費	300千円

(2) 補助金の財源

ア 国庫交付金(循環型社会形成推進交付金) 1,362千円
(充当率:3分の1)

イ 一般財源 2,724千円

合計 4,086千円